

配慮措置例

1カ月の医療費全体額が50,000円
 高額療養費自己負担限度額（月額）：8,000円

自己負担上限額
 $6,000 + (50,000 - 30,000) \times 10\%$

(1) 1医療機関のみの場合

1割負担の自己負担額	5,000円
2割負担の自己負担額	10,000円
配慮措置後の自己負担限度額（月額）	8,000円
窓口負担額	8,000円

医療機関での窓口支払
 増加額が3,000円まで
 となる。

(2) 2医療機関受診した場合

	A病院	B病院
医療費	20,000円	30,000円
1割負担の自己負担額	2,000円	3,000円
2割負担の自己負担額	4,000円	6,000円
配慮措置後の自己負担限度額 （1医療機関あたり）	5,000円	6,000円
窓口負担額	4,000円(ア)	6,000円(イ)
配慮措置後の自己負担限度額（月額）	8,000円	
高額療養費支給額	2,000円	

窓口負担合計額(ア+イ)-自己負担限度額
 $= (4,000 + 6,000) - 8,000$

高額療養費として後日
 2,000円が支給される。